

4 環バ第 462 号
4 消安第 7171 号
4 農産第 5216 号
4 農振第 3425 号
4 農会第 836 号
国水下企第 100 号
令和 5 年 3 月 24 日

地方農政局企画調整室長 殿
北海道農政事務所企画調整室長 殿
内閣府沖縄総合事務局農政課長 殿

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長
農林水産省 農産局農産政策部 技術普及課長
農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課長
国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長
(公印省略)

下水汚泥資源の肥料利用に向けた活動推進について

化学肥料原料の多くについては、海外に依存していることから国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受け易い状況となっています。このため、下水汚泥資源の肥料利用に向け、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組むこととしています。

また、具体的な目標として、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030 年までに、下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示されたところで

す。これらを踏まえ、各地方公共団体におかれても、地域特性に応じてコンポスト化、リン回収等、下水汚泥資源を肥料として最大限に利用するよう、農政部局、下水道部局の緊密な連携体制を確保するとともに、安全性・品質の確保、農業者・消費者の理解促進等の取組を実施していただきますようお願いいたします。

なお、各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局におかれては、貴管内の地方公共団体担当部署にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、各都道府県下水道部局におかれては、貴管内市町村担当部署（政令指定都市を除く）にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<報道発表資料>

食料安全保障強化政策大綱

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/katsuryoku_plan/index.html

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001583590.pdf>

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会 論点整理

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001583591.pdf>

国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会について

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokuishin.html

<問合せ先>

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課

課長補佐 溝添、鈴木、原口

TEL : 03-3502-8111 直通 03-6738-6478

国土交通省水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 下水道国際・技術室

企画専門官 末久、資源利用係長 藤岡

TEL : 03-5253-8111 直通 03-5253-8803